

大網白里市国民健康保険運営協議会傍聴要領

第1 目的

この要領は、大網白里市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会議場の都合により、人数を制限することもできる。

第3 傍聴の手続

- 1 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。
- 2 傍聴の申込は、会議開始の15分前に会議場入口において受付を行い、希望者が10名を超える場合は抽選により傍聴者を決定する。

第4 会議場に入ることができない者

ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、会議の進行を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

第5 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1)会議中、傍聴者は発言しないこと。また、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2)騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3)携帯電話等、無線機器の電源を切ること。
- (4)飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5)会長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6)その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

第6 傍聴者の退場

傍聴者は、会長が傍聴を認めない項目を検討するときは、直ちに会議場から退場しなければならない。また、会議の進行を妨げる者に対しては、会長が退場を命ずることができる。

第7 会長の指示

傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

第8 違反に対する措置

- 1 傍聴者が、この要領の規定に違反していると認められる場合は、会長は、傍聴者に対して必要な措置を講ずることができる。
- 2 傍聴者が前項の規定による命令に従わないときは、会長は、その者に対して会議場から退場を命ずることができる。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は会長が協議会に諮り、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年10月12日から施行する。